

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度 第 2 回 伊丹市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
開 催 場 所	伊丹市役所 1 階 1 0 1 (月白)会議室
出 席 者	金川委員、藤本委員、池信委員、山本委員、梁川委員、千葉委員 上村委員、明石委員、和泉委員、細川委員、齊藤委員 (以上 1 1 名) (順不同)
欠 席 者	白井委員、吉村委員、中原委員
事 務 局	松尾健康福祉部長、岡本保健医療推進室長、池田国保年金課長、他
会 議 の 成 立	委員総数 1 4 名のうち 1 1 名出席 <過半数出席のため成立>
署 名 委 員	池信委員、千葉委員
傍 聴 者	0 名
次 第	1. 開会 2. 会議録署名委員の指名 3. 報告 ・広報伊丹国民健康保険特集号について ・国民健康保険運営協議会規則の改正について 4. 議題 ・第 1 回運営協議会の審議内容の確認について ・令和 7 年度国保制度改正と事業費納付金（仮算定）について ・令和 7 年度国保財政収支の推計について ・令和 7 年度の保険税率について 5. 諸連絡 6. 閉会
備 考	

	議事要旨
会長	事務局より議題①第1回運営協議会の審議内容の確認について、説明をお願いします。
事務局	第1回運営協議会におきましては、まず令和5年度決算の概要をご説明させていただいた後、県ロードマップに基づき、市において対応しなければならない項目について計画的に進めるため、本運営協議会において、市のロードマップを策定し、適切な時期に答申書の一部として市に対して提言いただくことを決定していただきました。市において対応しなければならない項目としては、(1)現行保険税率から標準保険料率への移行、(2)減免基準の県内統一基準への移行、(3)任意給付の廃止、(4)保健事業の運営、(5)市基金の取り扱いの5項目を考えております。このうち、(2)から(5)については、まだ県において検討中の事項等も多いため、令和7年度以降にご審議していただくことを考えております。(1)現行保険税率から標準保険料率への移行については、いつから、どれくらいずつ現行保険税率から標準保険料率まで改定していくかを決めていくこととなりますが、そのためには、標準保険料率に移行するまでの間、具体的にどのように保険税率を設定するか検討しておく必要があると考えております。この保険税率の設定方法についても、第1回協議会でご審議をいただきました。保険税率には、その内訳として、現行では、医療分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3つがあります。令和8年度からは、これらに加えて、子ども・子育て支援金分が創設されることが予定されております。まず医療分、後期高齢者支援金分、介護保険分の従来分について、事務局より3つの設定プランをお示しさせていただき、その後にご審議をいただきました。その結果、複数のプランを比較検討した結果、設定プラン3を前提に今後の議論を進めること、改定開始年度の前年度において、実際に標準保険料率を使用して保険税率を設定し、被保険者の負担増や収支の見通しがどうなるかを検証したうえで最終的な設定方法を判断することを決定していただきました。 保険税率の設定方法として仮確定をしていただきました設定プラン3がどういった内容であったかについては、標準保険料率による税率設定を基本としたうえで、大きく上昇する均等割に対して一定の減額を行う。減額する金額、減額調整額を改定開始年度から令和11年度まで逡減させ、令和12年度に廃止することにより標準保険料率へ移行する。というものになります。制度のご説明をするために便宜上、あくまで一例として令和8年度から改定する前提で作成しておりますが、令和8年度から改定することを決定してい

	るわけではございませんので、ご注意ください。令和８年度の確定標準保険料率は令和７年度の１月、つまり令和８年１月に県より通知されます。この確定値として通知される標準保険料率により課税することが原則的な取り扱いになります。ただし、標準保険料率通りの課税をすると、特に均等割が大きく上昇することになり、被保険者の負担が急激に増加してしまうことになります。そこで、大きく上がる均等割について、基金を活用して一定の減額を行います。理論上、標準保険料率どおりの課税をすれば収支均衡となりますが、一定の減額を実施するため、基金を取り崩して財政運営を行います。この繰り返しで、令和９年度以降の保険税率についても、同様に均等割からの減額を実施しますが、この減額する額を毎年度、徐々に減少させていき、令和１２年度には減額をゼロにすることにより、標準保険料率どおりの課税となり、基金の取り崩しも無くなります。具体的に、均等割からの減額をいくらにするかについて、前もって決めておくことは難しく、毎年、収支見通しを見ながら、判断する必要があります。したがって、仮に令和８年度から改定を開始する場合、令和７年度の運営協議会から令和１０年度の運営協議会まで、毎年の運営協議会において、翌年度の減額をいくらにするかをご審議いただくことになります。なお、細かい部分にはなりますが、均等割には、医療保険分の均等割、後期高齢者支援金分の均等割、介護保険分の均等割の３つがございます。この均等割からの減額は、介護保険がかからない被保険者への減額の効果が薄れることを回避するため、介護保険分の均等割からは減額せず、医療分と後期高齢者支援金の均等割から減額することを考えています。保険税として徴収する介護保険分は４０歳から６４歳の方のみが対象となるため、介護保険分が課されるか課されないかにかかわらず、同じ減額の効果を享受していただくためになります。 令和８年度から新たに創設される子ども・子育て支援金分の保険税率の設定をどうするかについてですが、令和８年度より新たに導入される子ども・子育て支援金分については、令和８年度の制度開始当初より標準保険料率どおりの税率で課税することを前提に議論を進めること、そのうえで、国や県からの詳細な情報の収集に努め、機動的に対応することを決定していただきました。子ども・子育て支援金分については、まだ詳細がわからないことも多いことから、事務局において、引き続き情報収集に努めてまいります。 会長 第１回運営協議会の審議内容の確認について、何かご質問等がございますか？ (質問等なし)
--	--

会長	事務局より議題②令和7年度国保制度改正と事業費納付金（仮算定）について、説明をお願いします。
事務局	まず、令和7年度の国保制度改正についてご説明します。現時点において未確定ではございますが、保険税に関する改正として、賦課限度額および軽減判定所得基準額について、令和7年度に制度改正される予定となっております。 国民健康保険税の賦課限度額についてですが、令和7年度は3万円引き上げられ、109万円になります。改正の理由ですが、高齢化等により医療給付費が増加するなか、中間所得層の負担の増加を抑えるため、賦課限度額の引き上げを実施するものです。本市への影響ですが、賦課限度額に達する所得額が、令和6年度は955万円でしたが、令和7年度は1,035万円に上がります。所得1,035万円は、給与所得者の年収ベースでは1,230万円程度になります。賦課限度額に達する被保険者の見込は、令和6年度が241人でしたが、令和7年度では217人の想定になります。これによる市国保財政への影響額としては、687万円程度のプラスを想定しております。 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げでございいますが、物価上昇の影響により軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう措置を講じるものになります。被保険者数に乗じる額について、5割軽減は1万円引き上げ30.5万円に、2割軽減は1.5万円引き上げ56万円になる予定です。なお、軽減額は公費負担となるため、本市の国保財政に与える影響はございません。 まだ、国においても検討段階とはなりますが、高額療養費制度の見直しが進められております。高額療養費制度とは、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度です。自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定されます。改正の理由ですが、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るためとされております。70歳未満の方の区分を見ていただきますと、アからオまでの5区分に分けられております。例えば、区分オで見ると、1ヵ月の限度額が35,400円となっておりますが、こうした限度額を引き上げようとする改正と、所得区分についても、現在の5区分を細分化して区分を増やそうとする改正が検討されております。改正時期も含めて詳細は未確定ですが、国において、早ければ令和7年度からの実施が検討されております。

ここからは、先日、12月2日に県より通知がありました、令和7年度の事業費納付金についてご説明します。なお、事業費納付金は、まず12月の上旬に仮算定数値が示された後、1月の上旬に最終確定値である本算定数値が示されることになっております。ここで、改めて、事業費納付金の仕組みについてご説明します。国保財政は平成30年度より県単位化されているため、県において翌年度の県内の国保運営に必要な総額を計算し、各市町に事業費納付金の負担を求めます。県の国保特会には、国と県の一般会計から、様々な公費等が入ってきますので、県内の国保運営に必要な総額から、こうした公費等を差し引いた金額を、各市町の被保険者数や所得金額により按分し、事業費納付金として負担を求めます。その結果、本市の令和7年度の事業費納付金として約50億円の納付が求められております。ただし、この50億円をそのまま保険税収入で賄う必要があるかという点、そういうわけではございません。医療給付費等とは別に、市の事業として実施する保健事業費等を賄うために保険税収入を確保する必要がある一方、市に直接入る公費等が多額にあるため、これらを加減算すると、保険税で賄うべき額は約34億円となります。

県から通知された令和7年度の事業費納付金について、詳しく見ていきます。令和6年度の金額ですが、5,134,504千円でした。これが今回通知された令和7年度では、4,969,967千円となっており、前年度より164,537千円減少しております。ただし、この減少については、被保険者数の減少によるものであり、重要となるのは、総額よりも1人当たりの事業費納付金ということになります。令和7年度の1人当たりの事業費納付金になりますが162,832円となっており、令和6年度より2.4%増加しております。依然として、増加は続いておりますが、昨年度は4.7%、一昨年度が3.3%増加したことと比べると、増加率は少し緩やかとなっております。保険税率になりますが、現行税率は、所得割と均等割が不足していることとなります。特に、引き続き、均等割が大きく不足している状況に変わりはありません。一方、平等割は、本市のほうが高い数値となっております。

事業費納付金の仮算定数値と本算定数値の乖離についてでございますが、近年は乖離が少なくなっており、直近の令和6年度では、マイナス32,477千円、率にしますとマイナス0.63%の乖離となっております。ただし、今回は、1点留意点がございまして、令和7年度の事業費納付金について、仮算定数値より本算定数値が一定程度増加する可能性がある旨、国より県へ説明があったと連絡を受けております。これは、国と県の一般会計より県の国保特会へ措置される公費が減少し、これに伴い各市町の事業費納付金が増加する可能性があるためとされております。なお、その規模等は現状においては未定

	です。他方、別途、各市町が直接歳入する補助金を同程度増加させる等により、各市町の実質的な負担が増加しないよう措置が講じられる予定とされております。したがって、本算定数値の事業費納付金が仮算定数値の金額より増加する可能性があるものの、本市の収支には大きく影響しないものと考えられます。少し具体的にご説明しますと、県の国保特会になりますが、公費等のうち、高額医療費負担金が減少する可能性があるようです。その結果、県全体の納付金総額が上昇し、本市の事業費納付金も増えることとなりますが、その代わり、本市に直接入る公費等のところの金額が、同程度増額されることにより、納付金額は増えるものの、保険税で賄うべき額に大きな影響はでないようにされるということになります。したがって、これまで通り、事業費納付金の仮算定数値を用いて、令和7年度の保険税率について、ご審議いただいて問題はないと考えております。
会長	令和7年度国保制度改正と事業費納付金（仮算定）について、何かご質問等はございますか？ （質問等なし）
会長	続きまして、議題③です。事務局より令和7年度国保財政収支の推計について、説明をお願いします。
事務局	形式収支は、歳入から歳出を差し引いたものになりますが、これがマイナスになれば収支不足ということになります。令和7年度以降の見込みにおいて、基金の活用により運営できるところまでは、便宜上、収支ゼロとなるように作成しておりますが、令和10年度には、基金が枯渇し、収支不足が発生する見込みとなっております。この形式収支がマイナスとならないよう、どのように保険税率を改定していくかを検討するということになります。実質単年度収支ですが、これは形式収支から、基金と前年度繰越金の影響を除外したものであり、市の国保財政の実力を示すものとなります。平成30年度の県単位化以降、ずっと赤字が続いておりますが、直近の決算が出ております令和5年度までは、数千万円単位の赤字でした。これが、現在進行中の令和6年度は、4億円を超える赤字を見込んでおり、これまでとは違うフェーズに入ってきていると考えております。令和5年度末は、17億円を超える基金を保有しておりましたが、今後の大幅に膨らむ実質単年度収支の赤字を補填することにより、急激に残高は減少していき、令和10年度には枯渇する見込みとなっております。

	令和7年度見込になりますが、保険税の収入は30億5千万円程度を想定しております。国保事業費納付金は、県から通知のあった49億7千万円となります。形式収支は便宜上ゼロで作成しており、実質単年度収支が3億1千万円程度の赤字、基金残高は12億1千万円程度となることを想定しております。令和7年度の収支に影響を与える大きな要因ですが、保険税収と事業費納付金の2つということになります。事業費納付金は、令和8年度以降は未定ですが、令和7年度分については、県より通知されるため確定します。一方、保険税収については、複数の要素より変動幅を想定しておく必要があるということになります。収支見通しでは、3,050,762千円としておりましたが、最大では3,384,545千円、最少では2,691,822千円と想定されます。この結果、実質単年度収支は、収支見通しでは、312,540千円の赤字としておりましたが、最大では21,243千円の黒字、最少では671,480千円の赤字と想定されます。したがって、令和7年度の実質単年度収支は、マイナス6億7千万円程度からプラス2千万円程度までの間におさまると想定されます。
会長	このままの保険税率でいくと、令和10年度で基金の積立金が枯渇するので、何らかの対応をしなければならないということになります。また、令和12年度までに統一保険料を目指さないといけないということであり、伊丹市は特に均等割が低いので、これを高めていかなければならないということになります。税率を改定することによって、令和12年度まで基金をもたさなければならないということです。そうしたなかで、今から令和7年度の保険税率について、どうするかを議論することになります。その前提となる収支について、変動幅を計算してもらいました。いくつかのパラメーターがあるので、一つの数字は出てきませんが、黒字の可能性があったら2千万円くらい、赤字だと最大6.7億円くらいになります。 ここで何かご質問やご意見等はございませんでしょうか。
委員	兵庫県の他の市町と対応を揃えずに、保険税の改定をここだけで議論しても問題はないでしょうか？
会長	令和12年度までに統一をするということであり、どのように対応するかは、各市町ごとに同じように運営協議会で議論されていると思います。各市町とも統一保険料率に向けて調整をされるということになります。
委員	保険税率の改定をするかどうかを各市町ごとに決めるのは令和12年度ま

	でということですね。
会長	その通りです。県の統一期限が当初は令和 9 年度だったのが、令和 1 2 年度になっています。
委員	子ども・子育て支援金分を保険税で徴収するのはどういう理由でしょうか？
事務局	法改正がございまして、子育て支援に必要な財源に充てるということになります。この財源のために各保険者が保険料として徴収するということになっております。
委員	1 0 3 万円の壁撤廃や社会保険の適用拡大などが言われていますけれども、国民健康保険の計算には関係してこないでしょうか？
事務局	社会保険の適用拡大について検討されておりますが、まだどの程度の影響になるかわからない状況です。それから 1 0 3 万円の壁撤廃について、所得税を計算する際の基礎控除額等の引き上げが検討されておりますが、これもどういう形で影響するか未確定でございます。
会長	影響が出てくることになるかもしれませんが、今それを踏まえて議論するのは少し早いと思います。
会長	続いて、事務局より議題④令和 7 年度の保険税率について、説明をお願いします。
事務局	まず始めに、令和 7 年度の保険税率をご審議いただくにあたり非常に重要となりますため、改めて、令和 4 年度の答申でお示しいただいた方向性について、確認をさせていただきます。①本市の特徴に照らし、令和 9 年度ではなく、令和 1 2 年度までの適切な時期に標準保険料率への移行を完了させることを基本とすること。②それまでの期間に、基金を最大限活用しながらも、被保険者の負担が急激に増加しないよう、適切な期間をかけて激変緩和を図りながら、徐々に標準保険料率まで改定すること。③ただし、収支見込を注視し、収支不足が発生する恐れがあるときは、前倒しで税率改定を実施する、となっております。この方向性を踏まえたうえで、令和 7 年度の保険税率について検討を進めてまいります。令和 7 年度の実質単年度収支は、マイナス

	312,540 千円と推計しておりますが、考えうる限りの変動幅をとりますと、マイナス 6 億 7 千万円程度からプラス 2 千万円程度までの間に収まると想定しております。基金残高は、1,208,944 千円と推計しておりますが、考え得る限りの変動幅として 8 億 5 千万円程度から 15 億 4 千万円程度の間になることを想定しております。つまり、実質単年度収支が仮に最少の場合となっても、基金を活用することで財政運営を行うことが可能であることから、方向性③の収支不足が発生する恐れがあるときには該当しません。したがって、方向性①および②に基づき、令和 7 年度の保険税率を改定すべきかどうかを検討します。なお、参考まで直近の決算が出ている令和 5 年度の阪神各市の基金保有状況において、本市の一人当たり保有額は、近隣市の中で最も多い状況にあります。 令和 7 年度に保険税率を改定することのメリットとデメリットについてご説明いたします。令和 7 年度に改定する場合ですが、メリットとしては、激変緩和の期間をより長くとることができること、デメリットとしては、基金が多く残されている中、被保険者の理解が得られるか懸念があること、となります。令和 7 年度の改定を見送る場合ですが、メリットとしては、基金をより多く活用することができること、デメリットとしては、激変緩和の期間を少しでも長くとるべき、という意見に対し説明が必要となること、となります。保険税率をいつから改定するか検討するうえでポイントとなる激変緩和期間について、県の事例を参考として紹介させていただきます。兵庫県では、標準保険料率の統一を図るに際し、激変緩和期間は 5 年とし、個別公費・個別経費の相互扶助化を令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間で徐々に行っています。激変緩和期間を何年とるべきかは状況によって異なり、あくまで本市の実状に基づき判断すべきものではありませんが、一つの事例として県の考え方を参考にする場合、5 年程度の激変緩和期間ということになります。なお、仮に 5 年間で激変緩和を行うとすると、令和 8 年度から保険税率の改定を行う想定となります。 令和 7 年度に保険税率を改定する場合の課題について、1 点目が、保険税率の改定については、令和 8 年度より開始する子ども・子育て支援金分を含めたトータルでの負担増を基に激変緩和を図る必要があると考えておりますが、現状において子ども・子育て支援金分の詳細が未確定であること。2 点目が、高額療養費制度の見直しにより、保険税負担の軽減が図られる方向で検討されておりますが、現状においては改正時期を含め詳細が未確定であること。3 点目が、社会保険等の被用者保険の適用拡大が検討されておりますが、現状においては今後の国保税の算定にどの程度影響するか未確定であること。短時間労働者の方が、社会保険等に参加するかどうかの基準となって
--	--

	いる、いわゆる１０６万円の壁の撤廃など、被用者保険の適用が拡大されることにより、国保加入者の減少が想定されますが、本市の国保税の算定にどの程度影響するか、現状においては未確定です。４点目が、いわゆる１０３万円の壁の撤廃に関連して、所得税を計算する際の、基礎控除額等の引き上げが検討されておりますが、現状においては、今後の国保税の算定に影響するか未確定であること。国保税の金額は、住民税の所得を基にして計算しているため、所得税の計算が変わることにより、その翌年の住民税の計算が変わり、住民税の計算が変わることにより国保税の計算も変わってくる可能性がございますが、現状においては、まだどうなるのか未確定です。５点目が、市ロードマップにおいて県内保険料水準統一への対応が必要な項目と考えている、減免基準の統一、任意給付の廃止、保健事業の運営、市基金の取り扱いについては市の国保財政にも影響しますが、まだ県において検討中の事項等多いため、現状において市の対応方法が未確定であること、となります。これらを踏まえて、事務局からの提案でございます。保険税率の改定については、改定開始から標準保険料率への移行まで計画的に実施していく必要がありますが、保険税率の改定に関わる重要な制度変更等が今後予定されているなか、まだ詳細が未確定である事項が多いこと、現状では基金を多く保有していること、また激変緩和を行う期間がまだ残されていると考えられることから、令和７年度の保険税率は現行税率を据え置くこととしてはどうか。また、基金の活用と激変緩和のバランスのなかで、いつから保険税率の改定を行うべきかについては、今後の収支見通しや国・県の動きを注視しながら、来年度の運営協議会において継続してご審議いただくものとしてはどうか。以上でございます。
会長	では、改めて事務局の説明をまとめますと、令和７年度に限ってみれば、収支が最も悪くなる想定でも基金は８億５千万円程度残り、収支不足に陥ることはないこと、保険税率の改定については、改定開始から標準保険料率への移行まで計画的に実施していく必要がありますが、子供・子育て支援金分等、まだ詳細が未確定である事項が多いこと、現状では基金を多く保有していること、また激変緩和を行う期間がまだ残されていると考えられることから、令和７年度の保険税率は現行税率を据え置くこととしてはどうか。また、基金の活用と激変緩和のバランスをどうとるかについては、来年度以降、継続して審議することとしてはどうか、と提案するものでした。
会長	それでは、委員の皆様全員から、令和７年度の保険税率について、改定すべきか、それとも現行税率を据え置くべきか、ご意見をいただきます。

委員	事務局からの説明を聞かせていただいて、据え置くということで良いと思います。
委員	私も据え置きで良いと思います。
委員	事務局からの提案の通り、据え置くということで良いと思います。
委員	据え置きで構わないと思います。一つ質問ですが、最大想定の場合 2 千万円程度プラスが出て、そのときに基金の残高が増える形になっていますが、基金が増えることはありますか？これからは基金を取り崩して激変緩和をしていこうという方向ですけれども、今から増えていくことはありますか？
事務局	想定以上の保険税収になったりすると、当初の見込みからすれば収支が増えますので、それによって基金も増えることになります。
委員	積み増すこともあるということですか？
事務局	トレンドとしては減っていくと思います。予算編成上、少し多めに取り崩したため、翌年度にそれを積み戻すというようなことにより残高が増減することはあるかもしれませんが、トレンドとしてはどんどん減っていくということで良いと思います。
委員	わかりました。据え置きに関しては問題ありません。
委員	据え置きで良いと思います。
委員	事務局からの提案で結構かと思います。
委員	事務局案の令和 7 年度据え置きに賛成です。
委員	私も令和 7 年度据え置きに賛成です。
委員	私も令和 7 年度はそのまま据え置きで良いと思います。
委員	事務局からの提案通り、令和 7 年度については据え置きということでよろ

会長	しいかと思います。 全員が据え置きというご意見でしたので、令和 7 年度の保険税率については現行どおり据え置くということが妥当であると判断することについて改めてお聞きしますが、異議なしということによろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、令和 7 年度の保険税率については、現行税率を据え置くこととします。